

災害応急対策はどこまで進んでいるか？
～震災対策の推進に関する行政評価・監視結果～

総務省行政評価局

総括評価監視調査官 渡邊 靖

- ◆ はじめに～行政評価・監視とは～
- ◆ 「震災対策の推進に関する行政評価・監視
－災害応急対策を中心として－」結果の概要
 - 1 調査の概要
 - 2 調査結果に基づく主な勧告
- ◆ おわりに

はじめに～行政評価・監視とは～

総務省行政評価局では、国民本位の効果的・効率的な行政の実現のため、管区行政評価局及び行政評価事務所からなる全国調査網を活用し、(1)政策評価、(2)行政評価・監視、(3)行政相談に関する業務を実施

○政策評価

政策評価制度の事務を総括する立場から、各府省における政策評価の円滑かつ着実な実施を推進するとともに、各府省の政策について、評価専担組織としての立場から評価を実施し、政策の見直し・改善を推進

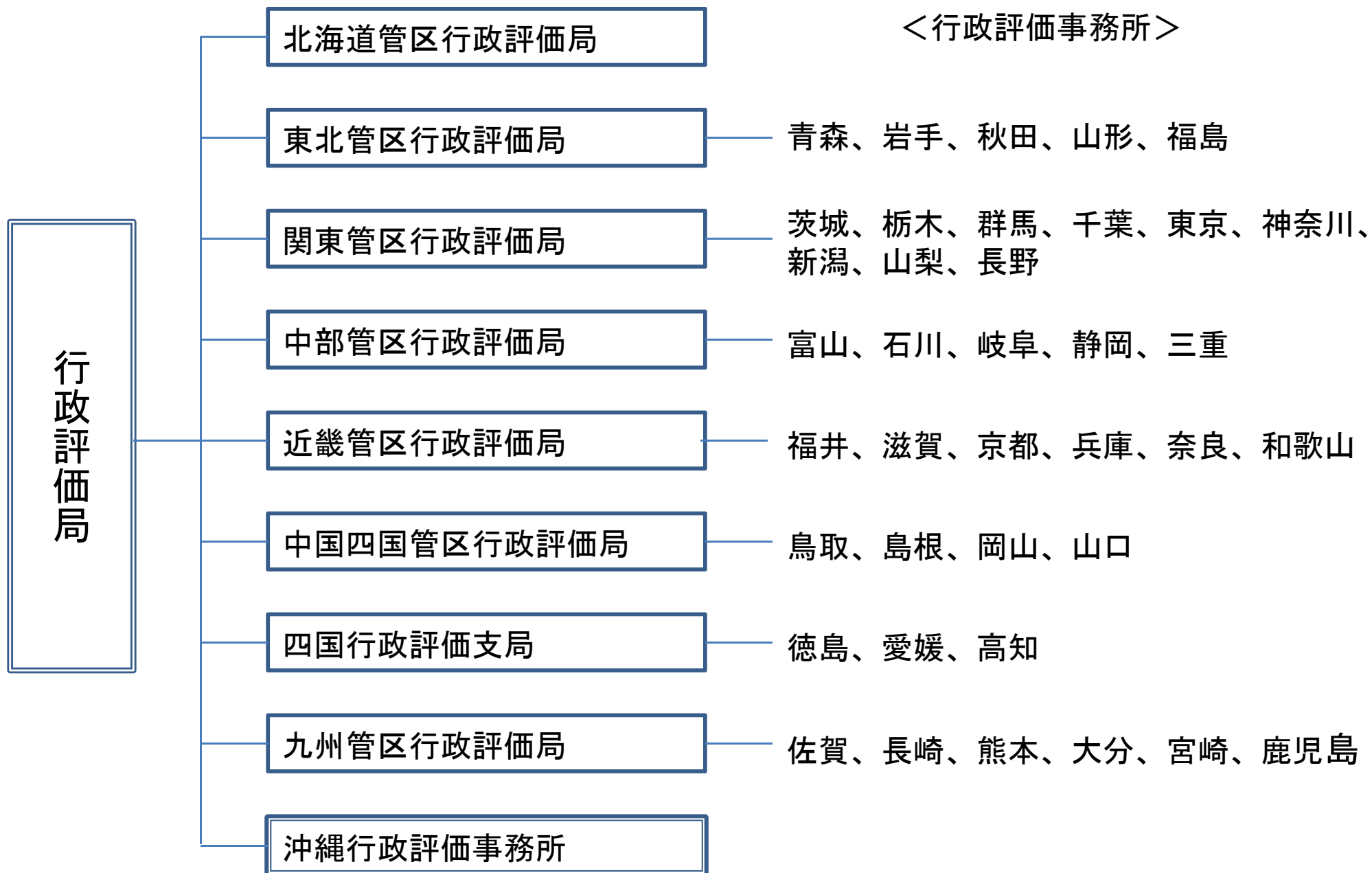
○行政評価・監視

各府省の業務の実施状況について、評価及び監視を実施し、行政運営の改善を推進

○行政相談

国の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映

【行政評価局の全国調査網】



【行政評価・監視の流れ】

(1) 「行政評価等プログラム」の策定（毎年度の当初に公表）

- 中期的な業務運営方針の策定
- 当該年度の行政評価局調査実施テーマの決定



(2) 行政評価局調査の実施

- 事前準備：情報収集等 → 具体的な調査計画の策定
- 実地調査の実施：本省、管区局及び事務所による全国規模の調査
→ 調査結果を本省に集約
- 調査結果の取りまとめ：実地調査結果の整理・分析



(3) 勧告等、結果公表

- 関係府省に対する改善事項の指摘等
- 調査結果の公表



(4) 勧告等に基づく改善措置状況に関する回答を原則2回にわたって徴収

- 1回目の回答：勧告からおおむね6か月後
- 2回目の回答：1回目の回答徴収からおおむね1年後
(必要に応じて3回目のフォローアップや再調査の実施)

(参考) 調査テーマの例

H26. 12. 1 現在

26年度に勧告を行ったテーマ	現在、実施中のテーマ (調査中、取りまとめ中)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者取引 ◎ 設立認可法人 ◎ 震災対策 ◎ 外国人の受入環境 ◎ 生活保護 ◎ 規制の簡素合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育 ◎ 気象予測 ◎ 自転車安全対策 ◎ 温室効果ガス ◎ 医師等確保 ◎ P F I ◎ 債権管理 ◎ 海外子女等教育 ◎ 職業能力開発 ◎ 家畜伝染病対策 ◎ 社会資本（鉄道） ◎ 世界文化遺産 ◎ 再生可能エネルギー ◎ 地下街等地下空間施設 ◎ 物資備蓄 ◎ 廃棄物処理施設 <div style="position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: 2em;">}</div> <div style="position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%); text-align: right;"> <p>26年12月から 調査開始</p> </div>

○ : 政策評価、◎ : 行政評価・監視

「震災対策の推進に関する行政評価・監視
—災害応急対策を中心として—」結果の概要

1 調査の概要

【背景等】

- ◎ 東日本大震災では、未曾有の大災害として、広域・甚大な被害が発生
国は、東日本大震災における教訓等を踏まえ、災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を実施
各府省や地方公共団体等において、各種対策の見直し、新たな取組が進められているところ
- ◎ 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念
我が国のどこでも地震が発生し得るものとして、備えを万全にする必要
- ◎ 東日本大震災の教訓を踏まえた災害応急対策の充実・強化は、全国的な喫緊の課題

① 東日本大震災の概要等

区 分		東日本大震災	(参考) 阪神・淡路大震災
発 生 日 時		平成23年3月11日 14:46	平成7年1月17日 5:46
マグニチュード		9.0	7.3
津 波		各地で大津波を観測 (最大波:相馬市9.3m以上、宮古市8.5m以上、大船渡市8.0m以上)	数十cmの津波の報告あり。被害はなし。
震度6弱以上の県		岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉	兵庫県
災害救助法の適用		241市区町村(10都県)	25市町(2府県)
人 的 被 害	死 者	15,889人	6,434人
	行 方 不 明	2,601人	3人
	負 傷 者	6,152人	43,792人
住 家 被 害	全 壊	127,367棟	104,906棟
	半 壊	273,335棟	144,274棟
	全 焼・半 焼	297棟	7,132棟
	一 部 破 損	744,539棟	390,506棟

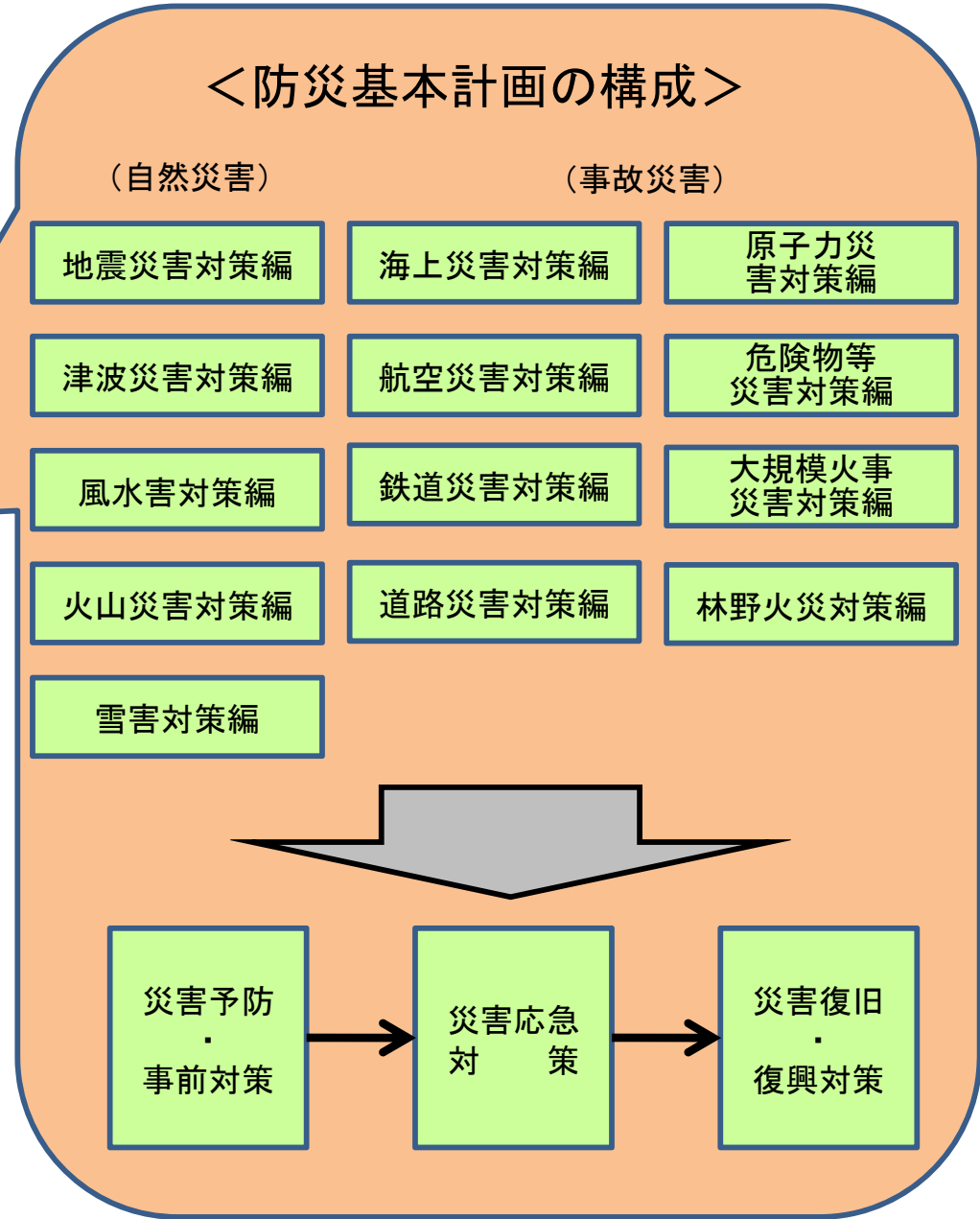
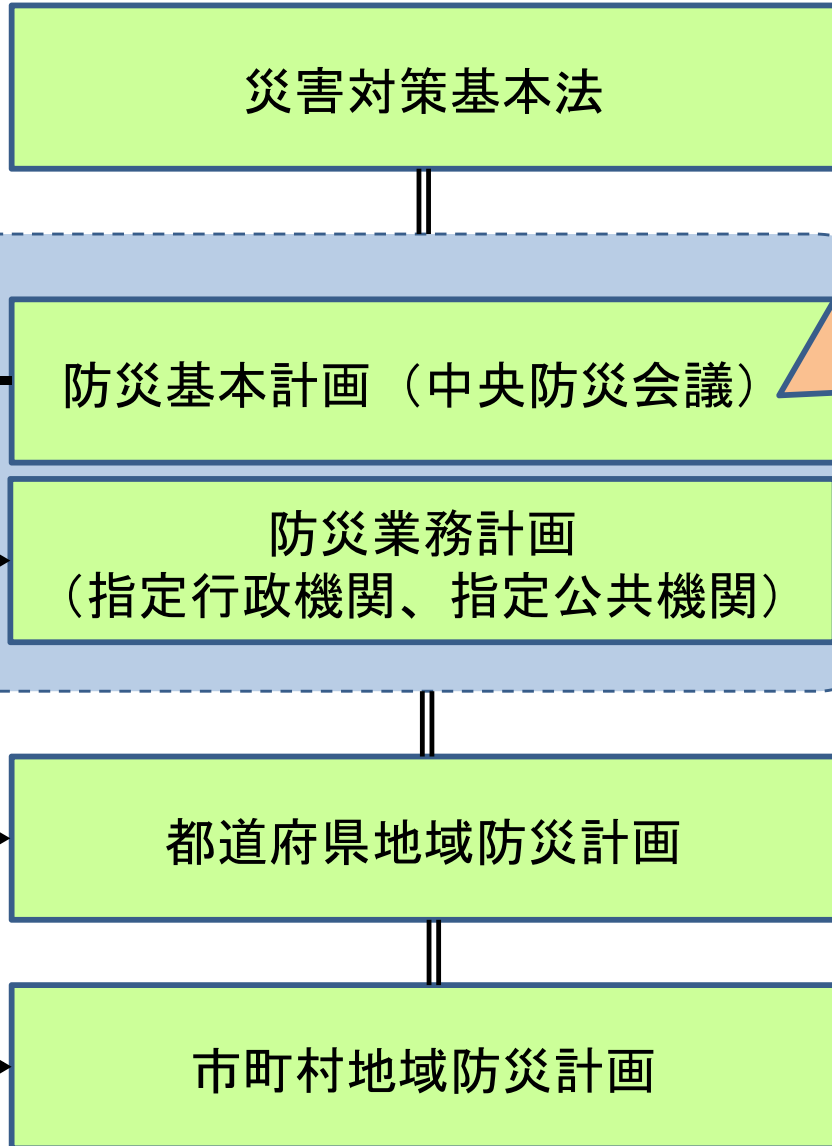
※ H26. 9. 11 緊急災害対策本部資料等

② 東日本大震災における市町村庁舎の被災状況

震度6弱以上の県	本庁舎が地震・津波により被災した市町村数				
	市町村数		移転	一部移転	移転なし
岩手県	34	22	2	2	18
宮城県	35	32	3	2	27
福島県	59	36	3	3	30
茨城県	44	34	3	5	26
栃木県	27	26	1	2	23
群馬県	35	18	0	0	18
埼玉県	64	31	1	0	30
千葉県	54	38	0	1	37
合計	352	237	13	15	209

(注) 平成24年版防災白書による。なお、原子力発電所事故の影響による移転は含まれていない。

③ 防災基本計画の体系



④ 東日本大震災を踏まえた災害対策基本法、防災基本計画の改正等の流れ

●防災基本計画 修正〔中央防災会議〕（23.12.27）

- ・地震災害対策編から津波災害対策編を分割
- ・最大クラスの地震・津波想定の実施
- ・津波対策の拡充（津波警報等の伝達及び避難体制確保等）
- ・東日本大震災等を踏まえた防災対策の見直しの反映（業務継続性の確保、報告がない被災自治体への職員派遣等による情報収集、帰宅困難者対策、プッシュ型支援等）

●災害対策基本法 改正（24.6.27公布・施行）

- ・大規模広域災害に対する即応力の強化（積極的情報収集、応援業務の調整、相互応援円滑化への備え等）
- ・大規模広域災害時における被災者対応の改善（プッシュ型支援、広域避難の調整等）等

●防災基本計画 修正〔中央防災会議〕（24.9.6）

- ・大規模広域災害への対策の強化（被災自治体への情報収集要領作成、受援計画、緊急輸送の民間活用、広域一時滞在の協定締結等）
- ・原子力規制委員会設置法等を踏まえた原子力災害対策の強化

●災害対策基本法 改正（25.6.21公布・施行）

- ・大規模広域災害に対する即応力の強化等（機能低下自治体への国による災害応急対策の応援、応急措置代行等）
- ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保（緊急時避難場所の事前指定、避難行動要支援者名簿の作成、防災マップの作成等）
- ・被災者保護対策の改善（避難所の事前指定、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、災害救助法の改正・内閣府への所管替え等）
- ・平素からの防災への取組の強化（民間との協定締結促進、地区防災計画の新設、ボランティアとの連携促進等）

●防災基本計画 修正〔中央防災会議〕（26.1.17）

- ・災対法改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定を踏まえた大規模広域災害への対策の強化
- ・原子力災害への対策の強化
- ・最近の教訓を踏まえた見直し（避難勧告判断基準の明確化等）等

●東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会〔中央防災会議〕（23.5.28～23.9.28）

【報告（23.9.28）】

- ・最大クラスの巨大地震・津波を想定し、想定津波を2レベル
- ・最大クラスの津波には「減災」の観点からハードとソフトを組み合わせさせて対応
- ・防災基本計画の津波部分の拡充、災害対策法制のあり方等検討

●防災対策推進検討会議〔中央防災会議〕（23.10.28～24.7.31）

【中間報告（24.3.7）】

- ・災害から生命を守るための初動対応（情報伝達、DMAT見直し、プッシュ型支援）
- ・被災地を支える体制づくり（自治体間支援、受援計画、機能喪失市町村への県等の対応）
- ・ニーズに応じた避難所運営
- ・住まいの再建（応急仮設住宅として民間賃貸住宅借上の取扱い）等

【最終報告（24.7.31）】

- ・災害から生命を守るための初動対応
- ・被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援（災対法に被災者支援の理念等を明記、要援護者名簿の法制化）
- ・災害即応体制の充実・強化
- ・自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方（国・都道府県・市町村の事務や権限、財政負担のあり方検討）
- ・防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働（自助、共助等基本理念の法制化）
- ・災害に強い国土・地域・まちの構築 等

●防災対策実行会議〔中央防災会議〕（25.6.14～）

- ・各種提言に基づく施策のフォローアップ
- ・防災対策を強力に実行するための枠組みの在り方
- ・大規模災害への政府全体の行動計画 等

【調査事項】

国全体として、実効ある震災対策を推進する観点から、地方公共団体における東日本大震災を踏まえた災害応急対策への取組状況を調査

- ① 情報の収集・連絡体制及び活動体制 (情報の収集・連絡体制、広域応援・受援体制、業務継続体制)
- ② 救助・救急、医療活動
- ③ 避難収容 (避難情報の伝達及び避難誘導、避難場所、広域避難(広域一時滞在)、応急仮設住宅の供与)
- ④ 物資の調達、供給 (物資の調達・集積・輸送等、燃料の確保、緊急通行車両等の事前届出)
- ⑤ 自発的支援の受入れ (義援金、義援物資、ボランティア)

【調査対象機関等】

内閣府等16府省庁(指定行政機関)、都道府県(47)、市町(176)、関係団体等

【実地調査時期】

平成24年12月～26年6月

主な勧告事項

- (1) 国の支援による地方公共団体における震災対策の推進
 - ① 地方公共団体の広域的な協力体制の構築
 - ② 地方公共団体における物資・燃料の調達、供給体制の整備への支援
- (2) 都道府県の支援による市町村における福祉避難所の人材及び応急仮設住宅の建設用地の確保の推進
- (3) 都道府県のニーズに合致したDMAT隊員養成研修の実施

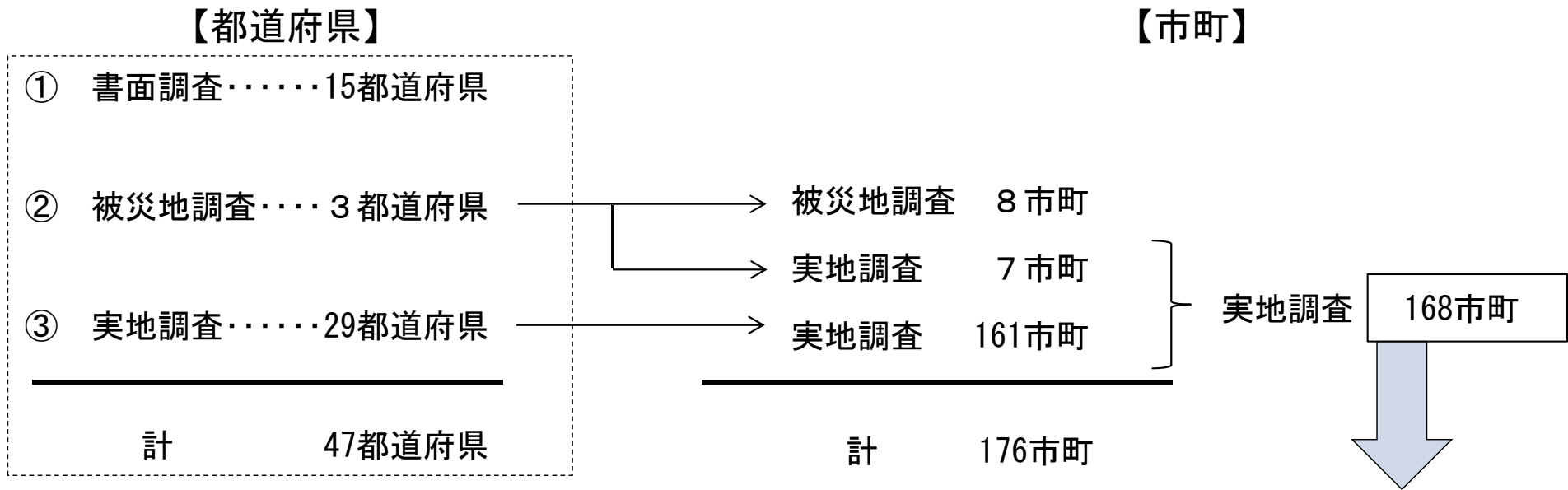
【勧告日】

平成26年6月27日

【勧告先】

内閣府、総務省、
厚生労働省、
経済産業省

(参考) 調査対象地方公共団体の全体像



(実地調査対象168市町の内訳)

区 分		管内に 海岸あり	管内に 海岸なし	合 計
市	指定都市	11市	3市	14市
	中核市	12市	10市	22市
	特例市	9市	10市	19市
	上記以外	45市	56市	101市
	計 (a)	77市	79市	156市
町	(b)	8町	4町	12町
合 計	(a+b)	85市町	83市町	168市町

※ 「書面調査」

全体的な傾向を把握することを目的に、主な調査事項について、書面（調査表）への記載を依頼し回答を得ることにより調査

「被災地調査」

東日本大震災の被災地のうち、岩手県、宮城県及び福島県の3県並びに当該3県内の抽出8市町において、主に、東日本大震災時の応急対策の実施状況（教訓や課題、今後の対応方針等）を当省の担当官が聴取することにより調査

「実地調査」

当省の担当官が聴取することにより調査

2 調査結果に基づく主な勧告

(1) 国の支援による地方公共団体における震災対策の推進

① 地方公共団体の広域的な協力体制の構築

教訓等

<広域応援・受援体制>

- ◎ 防災基本計画（20年2月）：国、公共機関及び地方公共団体は、相互応援協定の締結等、平常時より連携を強化
- ⇒ 派遣側と被災地のニーズ（期間、能力など）のマッチング困難、地方公共団体からの派遣職員が短期間で交代するため、業務の継続性の確保に支障。市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下。
- ⇒ 防災基本計画の修正（24年9月）：地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、i) 応援先・受援先の指定、ii) 応援・受援に関する連絡・要請の手順、iii) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、iv) 応援機関の活動拠点、v) 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えることが追加

<広域避難>

- ◎ 防災基本計画（20年2月）：被災都道府県は、区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請
- ⇒ 市町村や県を越える避難を想定した備えが不十分、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。各行政主体が具体的に避難先の想定、受入方法の検討、手順のマニュアル化等を実施すべき。
- ⇒ 災害対策基本法改正（24年6月）：広域避難に係る規定追加
- ⇒ 防災基本計画の修正（24年9月）：地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることが追加

調査結果

< 応援計画・受援計画の策定 >

- 応援計画 11/29都道府県（約4割） 11/168市町（1割弱）
- 受援計画 12/29都道府県（約4割） 19/168市町（1割強）

< 広域避難に係る手順等の策定 >

6/29都道府県（約2割） 4/168市町（2%）

※地方公共団体からは、以下のような意見あり。

- ・ 各地方公共団体独自の取組では、地方公共団体間で齟齬が生じるおそれがあるため、全国の地方公共団体が共通認識をもって策定できるようにする必要
- ・ これらの計画等に盛り込むべき内容を地方公共団体間で整合性のあるものとするべき

【原因等】

- ・ 広域的な応援・受援や避難について、全国共通の具体的な運用方法・役割分担が未確立
- ・ 現在、全国知事会において、内閣府・消防庁が参加し、全国規模の広域的な応援について、支援内容・方法等のルール化・標準化を検討中

勧告

地方公共団体の広域的な協力体制の構築への支援

- ・ 全国知事会の広域応援体制の検討への助言
- ・ 市町村における策定に向け、検討結果の提示

【内閣府、
総務省（消防庁）】

② 地方公共団体における物資・燃料の調達、供給体制の整備への支援

教訓等

<物資の調達・供給>

- ◎ **防災基本計画（20年2月）**：あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、発災時、被災地方公共団体は、被災者に対する供給を行う。物資の不足、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）又は非常本部等に物資の調達を要請する。
- ⇒ 物資集積拠点の不足等により円滑な輸送活動できず。物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分。
 - i) 専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図るべき、ii) 要請がなくても支援物資を確保し、送り込むプッシュ型支援を円滑かつ確実に実施すべき。国は、供給の仕組みの整備、どの程度の種類と量をどこに送り込むのかの判断基準を整理し、地方公共団体と認識を共有。地方公共団体は、集積拠点の開設や民間事業者への連絡・要請等の役割分担など、具体的な行動を定めるべき。
- ⇒ i) **防災基本計画の修正（24年9月）**：民間事業者のノウハウや能力の活用等を追加
- ii) **防災基本計画の修正（23年12月）**：発災直後から一定期間は、要請を待たずに食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを国があらかじめ構築すること等が追加

<燃料の調達・供給>

- ◎ **防災基本計画（20年2月）**：緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、緊急輸送のための燃料の確保に当たって、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- ⇒ 燃料供給が途絶。交通インフラが復旧しても物資等を運ぶトラックの燃料が不足し、人・モノを運べない状況。
 - i) 市町村は、備蓄の必要量を見積もり、官民の分担を定め、民間事業者との協定締結等も合わせて、計画的に備蓄を推進すべき、ii) 石油・石油製品の安定供給について、災害時の体制の構築等を図るべき。
- ⇒ **防災基本計画の修正（24年9月）**：備蓄・調達体制の整備対象に、飲料水、生活必需品とともに、燃料が追加
- 石油備蓄法の改正（24年11月施行）**：石油精製業者等に対し、災害時に当該業者等が連携して石油の安定的な供給を確保するため、全国の10地域ごとに「災害時石油供給連携計画」の作成を義務付け

調査結果

<物資の調達・供給>

- 物資集積拠点の選定 23/29都道府県（約8割） 133/168市町（約8割）
- 同拠点の管理・運営に関する民間事業者との協定締結
19/23都道府県（約8割） 10/133市町（1割弱）

※ 地方公共団体からは、次のような意見あり。

- ・ 集積拠点の開設場所を検討するため、国によるプッシュ型支援の輸送手段や方法を具体的に示してほしい
- ・ 国、都道府県、市町村の役割分担が明確になっておらず、受入側として市町村が対応すべき事項が不明なことから、国の支援のスキームを明示してほしい

<燃料の調達・供給>

- 石油販売事業者との協定締結
26/29都道府県（約9割） 93/168市町（約6割）

※ 地方公共団体からは、次のような意見あり。

- ・ 国による燃料の調達・供給の手順や方法、市町村が対応すべき事項等が不明なことから、国の考えに対応した体制の整備やタンクローリーの確保等地方公共団体としての備えの検討ができない
- ・ 災害時の燃料の確保は市町村だけで対応できるものではなく、大規模広域災害に備え、国、都道府県、市町村及び事業者の役割分担を明確にした上で、これらが一体となった対策・体制の構築が必要

【原因等】

国による支援のスキームや受入側として対応すべき事項を明確にしていない。

勧告

地方公共団体が行うべき事項の明確化

- ・ 国の支援スキーム
- ・ 受入側としての検討事項

【内閣府】

物資の調達・供給

【内閣府、経済産業省】

燃料の調達・供給

(2) 都道府県の支援による市町村における福祉避難所の人材及び応急仮設住宅の建設用地の確保の推進

教訓等

<福祉避難所の人材確保>

- ◎ 「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）：都道府県及び市町村は、関係団体・事業者との協定締結など、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る。
- ⇒ 避難所としての機能を備えていない環境での避難生活を余儀なくされた。福祉避難所の確保に苦慮。福祉避難所を開設できなかった市町村あり。平時から福祉避難所となる福祉施設等を決めておき、施設間の人材応援の仕組みを構築すべき。
- ⇒ 防災基本計画の修正（24年9月）：都道府県は、
 - i) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請すること、
 - ii) 関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めることが追加

<応急仮設住宅の建設用地確保>

- ◎ 「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」（平成20年6月）：地方公共団体は、必要戸数の算定方法案をあらかじめ検討し、建設可能用地リストを災害前から準備しておき、災害後にすぐに活用できるようにしておく。
- ⇒ 海沿いの平地一帯が津波に流され、仮設住宅の建設用地確保が難航
応急仮設住宅の早期の建設のため、あらかじめ用地を選定しておくことが必要
- ⇒ 「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」（平成24年5月）：平常時からの準備として、i) 各都道府県は、応急仮設住宅の建設に係るマニュアルを整備、ii) 地方公共団体は、各地域において想定される災害（地震、津波、風水害、噴火、土砂災害等）ごとに住宅被害を想定し、被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等を行い、災害種別ごと、地域ごとに想定した必要戸数に見合う用地を優先順位を付けてリスト化等

調査結果

<福祉避難所>

- 福祉避難所の指定 131/168市町 (約8割)
- 福祉避難所で活動する人材の確保 84/131市町 (約6割)

※ 市町からは、実際の災害時に必要な福祉避難所を開設し人材を確保できるか不安視し、広域的な支援を求める意見あり

- 介護職員等の派遣体制を整備 7/29都道府県(約2割)

【原因等】

- ・ 市町村単独で介護等の人材を確保することは困難
- ・ 都道府県では、福祉避難所の運営は市町村の役割とするなど、広域的な対応の認識が不十分

<応急仮設住宅>

- 応急仮設住宅の建設用地の事前の選定 (単位：市町、%)

区分	事前選定済み	未選定	計
被害想定に基づき必要な戸数を算出	76 (45.2)	8 (4.8)	84 (50.0)
被害想定に基づく必要な戸数は未算出	42 (25.0)	42 (25.0)	84 (50.0)
計	118 (70.2)	50 (29.8)	168 (100)

- 「事前に選定済み」かつ「被害想定に基づき必要な戸数を算出」している76市町中、被害想定に基づく必要戸数の建設用地を確保済は、41市町

※ 市町からは、被災地での取組や先進事例の提供、用地確保に当たっての都道府県による広域的な支援を求める意見あり

【原因等】 管内に住宅建設に適した平地が少なく選定自体が困難等

勧告

都道府県による市町村への支援

- ・ 都道府県に対し、市町村への積極的な支援の要請
- ・ 都道府県に対し、広域的な支援事例の提供

【厚生労働省】

福祉避難所の人材の確保

【内閣府】

応急仮設住宅の建設用地の確保

(参考) 調査対象地方公共団体における取組事例

福祉避難所等で活動する人材の派遣体制の検討の例

北海道	○ 道内全市町村に対し、福祉避難所の指定が進まない理由について、アンケート調査を実施した結果、活動する人材を確保できないこと、避難する要援護者に使用する紙おむつ、ポータブルトイレ、車いす等の器材を確保する財源がないことが要因であることが判明。当該結果を踏まえ、道は、平成23年7月、福祉関係団体に対して、社会福祉法人及び医療法人の申出に基づき、道と各法人が協定を締結し、協定締結先の法人が福祉避難所で介護や支援に当たる人材を「ケアチーム」として派遣することとなった。道は、同年8月に設置運営要綱を制定するとともに、福祉関係団体及び傘下の法人に対する協力を要請。
愛知県	○ 中越地震時などの教訓から、要援護者に対し、どのように支援していくべきかについて検討していたところ、東日本大震災時の避難所運営においても同様の教訓が示されたことから、平成24年4月に「災害時要援護者広域支援体制連絡会」を設置。同連絡会は、大規模災害時に、県内の社会福祉施設及び福祉避難所等に対し、福祉に関わる人材を円滑に派遣することを目的としたもので、県、名古屋市のほか、県社会福祉士会、県老人福祉施設協議会、県社会福祉協議会など11団体で構成。

応急仮設住宅の建設用地の事前確保に関する取組の例

神奈川県	○ 県内市町村の協力を得て、建設候補地を選定し、災害発生時における迅速な応急仮設住宅の建設が可能となるよう、ライフラインの整備が容易で、かつ、一定規模以上の面積があるなど、緊急時に応急仮設住宅の建設が可能と考えられる土地について、土地の面積や状況等をデータベース化。県では、当該データベースにより、県と市町村、市町村間で情報を共有することで、市町村間の調整も可能であるとしている。
高知県	○ 南海トラフ地震により甚大な被害が想定され、当該被害想定に基づき必要となる応急仮設住宅の戸数が、選定している建設用地において供給可能な戸数を大きく上回っている状況にあり、民間賃貸住宅の利用を合わせても必要な戸数を下回ることから、応急仮設住宅の建設用地の確保が喫緊の課題。平成24年12月、県内全市町村向けにアンケート調査を実施。その結果、応急仮設住宅の建設用地を未確保とする市町村が68%、そのうち、近隣市町村との連携に係る取組を実施している市町村が6%など応急仮設住宅の建設用地の確保が低調であったことから、県は、県及び管内市町村の職員により構成される意見交換会を平成25年2月から開始。この中で、被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数、選定している建設用地に基づき供給可能な戸数、被災者の受入れ等に関する市町村間の連携等について、意見交換を実施。
静岡県	○ 非常時に応急仮設住宅を早期に建設できるよう、建設予定地の選定方針、配置計画の策定方針などをマニュアル化した「応急仮設住宅配置計画策定要領」を策定（平成21年3月）。県内市町村は、同要領に基づき、建設予定地一覧表や予定地ごとの配置計画図を作成し、毎年、県へ報告。

(3) 都道府県のニーズに合致したDMAT 隊員養成研修の実施

教訓等

- ◎ 防災基本計画（20年2月）：国、被災地域外の地方公共団体等は、救護班・DMATを編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・DMATの派遣を要請。
- ⇒ DMATについて、活動を想定していた48時間の活動時間を超えたことによる自前物資の不足や通信途絶による医療ニーズの把握が困難であった。現地の医療ニーズに応じて慢性疾患患者の搬送にも対応するよう、DMAT研修等において教育を実施するとともに、関係機関との合同訓練などを通じて実効性を確保すべき。
- ⇒ 防災基本計画の修正（24年12月）：厚生労働省及び地方公共団体は、DMATの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
「災害時における医療体制の充実強化について」（24年3月）：災害拠点病院の指定要件にDMAT保有を追加
防災基本計画の修正（24年9月）：都道府県は、
 - i) DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制を確立すること、
 - ii) DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めることが追加

DMATに関する東日本大震災時の状況例

岩手県	○ 全国から多数のDMATが参集し、DMATの指揮統制、調整等が十分に行き届かない状況あり。
岩手県 陸前高田市	○ 岩手県立病院のチームが米崎コミュニティーセンターを活動拠点にし、DMATが同コミュニティーセンターから約3km離れた高田第一中学校を活動拠点にした。両医療チームの調整は、大船渡保健所が行うものと思っていたが、調整が十分でなかったせいか、活動場所に一部重複がみられた。 ○ 東日本大震災では、DMATの支援が大きかった。しかし、DMATの宿泊場所が確保できなかったため、DMATは、当該市から数十kmも離れた一関市又は花巻市に宿泊し、そこから日帰りで支援せざるを得なかった。

調査結果

- DMATの登録数は、全国で1,150チーム
- 災害拠点病院のうちDMATを未保有 135/662病院(約2割)
- DMAT隊員となるためには、厚生労働省が実施する研修修了が要件
しかし、都道府県の中には、当該研修を希望どおり受講できないため、
 - ・ 隊員の異動や退職、高齢化等によりチームの維持が困難となっており、チーム数が減少
 - ・ DMATの隊員となり得る人員は確保しているものの、DMATの隊員資格を得られない等の状況あり。

【原因等】

- ・ DMAT隊員養成研修では、個人よりチームの養成を優先
- ・ 受講希望者の調査に当たって、個人枠の受講希望者数は把握しているものの、受講希望の理由、緊急性等までは未把握
- ・ 研修枠、回数を拡大するための研修インストラクターの確保が困難

勧告

都道府県のニーズに合致した研修の実施

- ・ 受講希望者数、受講希望理由を把握した上で、研修実施方法の見直し
- ・ 都道府県に対し、研修講師の確保に向けて協力を要請

【厚生労働省】

おわりに～災害対策基本法（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 （略）

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 （略）

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 （略）